

寒川町公金取扱金融機関に関する規則新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
～略～ （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) （略） (7) <u>収入事務受託者</u> <u>政令第158条第1項及び第158条の2第1項の規定により町の歳入の徴収又は収納事務の委託を受けた私人をいう。</u> ～略～ （会計管理者等からの現金又は証券の払込み） 第15条 第10条の規定は、<u>収納金融機関が会計管理者等又は収入事務受託者</u>から納付書を添えて、現金又は証券の払込みを受けた場合に、これを準用する。ただし、同条中「納入義務者」とあるのは「会計管理者等又は<u>収入事務受託者</u>」と読み替えるものとする。 ～略～	～略～ （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) （略） (7) <u>指定公金事務取扱者</u> <u>法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者をいう。</u> ～略～ （会計管理者等からの現金又は証券の払込み） 第15条 第10条の規定は、<u>収納金融機関が会計管理者等又は指定公金事務取扱者</u>から納付書を添えて、現金又は証券の払込みを受けた場合に、これを準用する。ただし、同条中「納入義務者」とあるのは「会計管理者等又は<u>指定公金事務取扱者</u>」と読み替えるものとする。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u>